第二十二条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　一・一―ジメチルヒドラジン

第二十三条第一号及び第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「三酸化砒素」を「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をし、三酸化砒素」に改める。

別表第三第二号15を次のように改める。

15　酸化プロピレン

別表第三第二号19の次に次のように加える。

19の2　一・一―ジメチルヒドラジン

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号中「以下この条」を「次号」に、「次のいずれかに該当するもの」を「この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるもののうち、直径千五百ミリメートル以上のもの」に改め、イ及びロを削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第五条から第七条までの規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条　次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一　新令第十八条第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物

二　新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第四条　事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五条　第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。）附則第三条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であって、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

第六条　前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　**直**人

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第五項第十一号及び第二十項第六号並びに第五十六条の三第一項第一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号、第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「腎症候性出血熱」を「腎症候性出血熱」に改め、同条中第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「日本紅斑熱」を「日本紅斑熱」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　チクングニア熱

第一条の次に次の一条を加える。

（一種病原体等）

第一条の二　法第六条第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

一　アレナウイルス属チャパレウイルス

二　エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス

第十五条第一号中「サビアウイルス」の下に「、チャパレウイルス」を加え、同条第二号中「スーダンエボラウイルス」の下に「、ブンディブギョエボラウイルス」を加える。

（検疫法施行令の一部改正）

第二条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「感染症は」の下に「、チクングニア熱」を加える。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査	エボラ出血熱	一件につき　二、七五〇円
	クリミア・コンゴ出血熱	一件につき　二、七五〇円
	痘そう	一件につき　二、七五〇円
	南米出血熱	一件につき　二、七五〇円
	ペスト	一件につき　七、五〇〇円